

医療からのお知らせ

年金係(後期高齢者医療、県老に関すること) または各支所・行政サービスセンターの市民生活係

「ジェネリック医薬品希望カード」を配布します

保険証の更新時に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封して配布します。

- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される薬のことで、新薬と同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。
- ・新薬より安価で経済的なので、患者さんの自己負担の軽減につながります。
- ・ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示のうえご相談ください。



希望カード見本

老人医療費助成事業(県老)の手続き

市では、下記の対象者に対する医療費の助成制度を今年度も実施します。

この助成を受けるには、毎年申請が必要で、審査を受けて認定された方には「県老受給者証」を交付します。

対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ・65歳から69歳までのひとり暮らしの方、または寝たきりの方
- ・後期高齢者医療、生活保護の適用を受けていない方
- ・前年の所得金額の合計が125万円以下の方

※ただし、ひとり暮らしの場合、協会けんぽなどの会社の健康

保険の被扶養者になっている方、仕送りをもらっている方などは対象となりません。

助成の範囲

医療機関で支払う一部負担金は、かかった費用の1割です。また、入院等で1か月の自己負担額が一定額を超えた場合や、県外の医療機関を受診したときは、申請により医療費の助成が受けられます。

手続きに必要なもの

- ・健康保険証 ・印かん ・県老受給者証、県老限度額適用認定証(現在助成を受けている方のみ)
- ・申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)



保険料(税)額のお知らせ

◆市役所税務課(市民税係) ☎63-5110

～国民健康保険税額～

国民健康保険税額をお知らせする決定通知書および納税通知書は、8月中旬にお送りします。

～後期高齢者医療保険料額～

■普通徴収(納付書払い・口座振替)の方

7月中旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。普通徴収の対象となる方は、4月1日現在で75歳になられている方で、8月までに特別徴収(年金からの天引き)にならない方です(8月から特別徴収になる方には、7月下旬にお知らせします)。

■特別徴収(年金からの天引き)の方

前年度から引き続き特別徴収となっている方や、今年度8月までに特別徴収が開始される方には、8月中旬以降に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と、10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。

